

水質管理目標設定項目(27項目)

(令和2年4月1日施行)

項目	目標値	項目	目標値
1 アンチモン及びその化合物	アンチモンの量 に関して 0.02mg/L以下	15 遊離炭酸	20mg/L以下
2 ウラン及びその化合物	ウランの量に関し て0.002mg/L 以下(暫定)	16 1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下
3 ニッケル及びその化合物	ニッケルの量 に関して 0.02mg/L以下	17 メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下
4 1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	18 有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下
5 トルエン	0.4mg/L以下	19 臭気強度 (TON)	3以下
6 フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	20 蒸発残留物	30mg/L以上 200mg/L以下
7 亜塩素酸	0.6mg/L以下	21 濁度	1度以下
8 二酸化塩素	0.6mg/L以下	22 pH値	7.5程度
9 ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下 (暫定)	23 腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、 極力0に近づける
10 抱水クロラール	0.02mg/L以下 (暫定)	24 従属栄養細菌	1mLの検水で形 成される集落数 が2,000以下 (暫定)
11 農薬類	検出値と目標値 の比の和として 1以下	25 1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
12 残留塩素	1mg/L以下	26 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量 に関して 0.1mg/L以下
13 カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10mg/L以上 100mg/L以下	27 ペルフルオロオクタンスルホン 酸 (PFOS) 及びペルフルオロ オクタン酸 (PFOA)	0.00005mg/l以下
14 マンガン及びその化合物	マンガンの量 に関して 0.01mg/L以下		

注: 下記の式で与えられる検出指標値が1を超えないこととする「総農薬方式」による。

$$DI = \sum_i \frac{DVi}{GVi}$$

DI:検出指標値
DVi:農薬iの検出値
GVi:農薬iの目標値

農薬iの検出値(DVi)が当該農薬iの定量下限値を下回った場合、当該農薬iの検出値(DVi)は0として取り扱うこと。